

岐阜県公安委員会個人情報管理規程

制定 平成18年 3月23日 岐阜県公安委員会規程第4号

改正 平成28年 3月22日 岐阜県公安委員会規程第3号

令和5年 3月30日 岐阜県公安委員会規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の適正かつ円滑な運用に資するため、岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）における個人情報の管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「保有個人情報」とは、法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。

2 この規程において「行政文書」とは、岐阜県公安委員会公文書規程（平成13年岐阜県公安委員会規程第3号）第2条に規定する文書をいう。

(総括個人情報管理者)

第3条 公安委員会に総括個人情報管理者を置き、公安委員会委員長をもって充てる。

2 総括個人情報管理者は、次に掲げる事務を行う。

(1) 保有個人情報の管理に関する規程類の整備に関すること。

(2) 保有個人情報の管理に関する事務（以下「個人情報管理事務」という。）の指導監督に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、保有個人情報の管理に必要な事務に関すること。

3 総括個人情報管理者は、個人情報管理事務が適正かつ円滑に処理されるように努め、所管業務に係る個人情報管理事務を処理する者に必要な指導をするものとする。

(個人情報管理担当者)

第4条 公安委員会に個人情報管理担当者を置き、公安委員会事務室長をもって充てる。

2 個人情報管理担当者は、総括個人情報管理者の命を受け、この規程による保有個人情報の適切な管理に必要な事務を行う。

(正確性の確保)

第5条 総括個人情報管理者は、保有個人情報の内容が事実でないと認められたときは、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目

的を達成するために必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう、当該保有個人情報の訂正、追加又は削除をするものとする。

(安全性の確保)

第6条 総括個人情報管理者は、個人情報取扱事務の目的以外の目的で個人情報を取り扱うことの防止、個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止等に関する教育の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

2 総括個人情報管理者は、保有個人情報記録されている行政文書を廃棄するときは、裁断、溶解その他漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

3 総括個人情報管理者は、保有個人情報が不要となったときは、遅滞なく、当該保有個人情報を削除するものとする。

(提供の際の措置)

第7条 総括個人情報管理者は、保有個人情報が公安委員会以外のものに個人情報取扱事務の目的以外の目的のために提供される場合において必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づく措置のほか、次の措置を講ずるものとする。

(1) 提供先に対し、提供に係る個人情報の使用目的、使用方法その他必要な事項について記載した書面の交付を求めること。

(2) 提供先が提供に係る個人情報の適正な管理のために講じた措置の状況を確認すること。

(苦情の処理)

第8条 総括個人情報管理者は、個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、迅速かつ適切な処理に努めなければならない。

(事故発生時等の措置)

第9条 個人情報管理担当者は、漏えいその他保有個人情報の管理に係る事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに、その旨を総括個人情報管理者に報告するものとする。

2 総括個人情報管理者は、前項の報告を受けた場合には、速やかに、その原因を調査するものとする。

3 総括個人情報管理者は、事故の発生又は再発防止に資するため、前項の調査結果に基づき、保有個人情報の管理の方法の改善に必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、個人情報の管理及び事務処理手続に関し必要な事項は、岐阜県警察本部長が定める規定の例による。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成28年岐阜県公安委員会規程第3号）
この規程は、平成28年3月22日から施行する。

附 則（令和5年岐阜県公安委員会規程第3号）
この規程は、令和5年4月1日から施行する。